

平成22年5月14日

- ◆ 貸付条件の変更等の実施状況について
- ・ 中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況 別紙 7、8をご覧ください。
- ・ 中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況 別紙 9をご覧ください。

中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(金額単位:百万円)

				(金額里1	立:白万円)
		平成21年12月末		平成22年3月末	
		件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		377	4,870	1,202	19,316
うち、信用化 た貸付債格	呆証協会等による債務の保証を受けていなかっ €	179	2,784	622	13,665
うち、	実行に係る貸付債権	121	1,922	516	11,884
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、	謝絶に係る貸付債権	0	0	7	128
	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応 諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、	審査中の貸付債権	57	859	88	1,361
うち、	取下げに係る貸付債権	1	3	11	290
うち、信用係 貸付債権	呆証協会等による債務の保証を受けていた	198	2,085	580	5,650
うち、	実行に係る貸付債権	127	1,167	440	3,998
うち、	謝絶に係る貸付債権	1	1	24	485
	うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する 旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
うち、	審査中の貸付債権	68	893	107	1,101
うち、	取下げに係る貸付債権	2	23	9	65

中小企業等金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(金額単位:百万円)

		平成21年12月末		平成22年3月末	
		件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた先から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		35	722	91	2,047
	うち、実行に係る貸付債権	7	136	59	1,525
- 5	うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する 旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0
	うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	6	103
	うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	2	6
	うち、審査中の貸付債権	28	586	25	224
	うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	194

中小企業等金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(金額単位:百万円)

		平成21年12月末		平成22年3月末	
		件数	金額	件数	金額
貸付	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権		220	97	998
	うち、実行に係る貸付債権	3	32	39	410
	うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	8	78
	うち、審査中の貸付債権	19	183	41	448
	うち、取下げに係る貸付債権	1	4	9	60